設計業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、〇県〇市〇〇丁目〇番の土地に建設する建築物の基本設計業務、実施設計業務及びそれらに付随する業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務の種類、内容及び実施方法については、別紙記載のとおりとする。

3　甲は、乙の求めに応じて、本件業務の履行に必要な資料及び情報を提供する。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までとする。

第３条

甲は、乙に対し、本件業務の報酬として金〇円を支払う。

2　前項の支払いは、以下のとおり行う。

①本契約締結時　金〇円

②基本設定業務完了時　金〇円

③全業務完了時　残金〇円

3　乙は、前項の②と③の金額を、それぞれの業務完了後翌月〇日までに甲に請求し、甲は同月末日までに乙指定の銀行口座に振込んでこれを支払う。振込手数料は甲が負担する。

4　本件業務の履行に際して、通常発生する費用については乙がこれを負担する。ただし、甲の事情により費用が発生した場合はこの限りではない。

第４条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　乙は，本件業務履行に関して作成した設計図、設備配置図、完成模型その他の成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を、甲の事前の書面による承諾を得ずに第三者に譲渡し、貸与し，又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

3　本条の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

前条2項の成果物または成果物を利用して完成した建築物が、著作権法第２条第１項に規定する著作物に該当する場合、乙は、当該著作物において生じた著作権のうち、著作者人格権を除いた全ての権利を、本件業務完了時に、原則として甲に無償で譲渡する。

第６条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲に書面による事前の承認を得た場合に限り第三者に再委託することができる。

第７条

甲は、必要に応じて、乙に対し本件業務の実施状況について報告を求めることができる。

第８条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印